

2024

中学生のための 交通安全



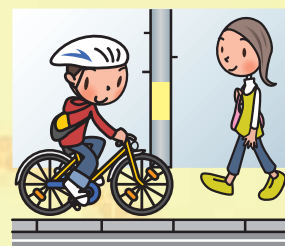
このリーフレットでは、交通ルールや自転車に乗る時のマナーで、特に中学生の皆さんに心掛けてほしいことや、してはいけないことなどをわかりやすく記載しています。自転車に乗る前に必ず読んでいただき、みんなで交通事故の防止に努めましょう。

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

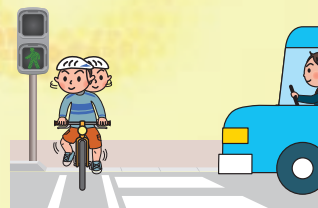
普通自転車が歩道を通行することができるのは、

- 「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道
- 13歳未満の子供
- 70歳以上の高齢者
- 身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 車道通行が危険な場合 などです。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 自転車は、道路を通行する時は、信号機等に従わなければいけません。
- 交差点では一時停止と安全確認し、一時停止標識のある場所などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

- 無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。
安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



4 飲酒運転は禁止

- お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。
自動車の場合と同じく酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。



5 ヘルメットを着用

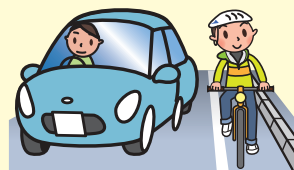
- 自転車を運転する場合は、事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。





自転車の通行場所

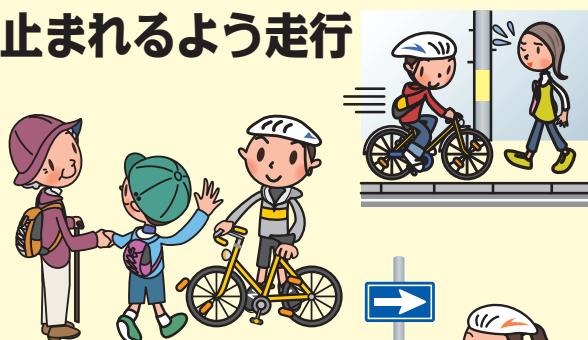
自転車は、自動車と同じく車道を通ることが原則(車道通行の原則)です。その場合、道路工事等の場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければなりません。



歩道を走行できる場合でもいつでも止まれるよう走行

歩道はあくまでも「歩行者優先」です。いつでも止まれるように、ゆっくり通行しましょう。歩行者が多い時は、自転車を押して歩きましょう。

【罰則：2万円以下の罰金または料料】



通行禁止場所や一方通行逆走の禁止

車両進入禁止等の通行を禁止されている道路を通行することは禁止されています。一方通行の逆走は大変危険な行為です。標識等を確認しましょう。

【罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金】



通行止め 車両通行止め 自転車通行止め

横断歩道の渡り方

横断中の歩行者がいる時は自転車からおり、歩行者の通行の妨げとならないよう自転車を押して横断歩道を渡らなければなりません。「自転車横断帯」がある時は、必ずそこを通らなければなりません。

【罰則：2万円以下の罰金または料料】



「自転車横断帯」の標識



「横断歩道・自転車横断帯」の標識

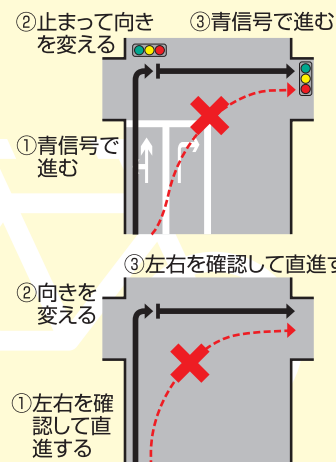
交差点での注意

信号のある交差点は信号に従って通行しなければなりません。また「歩行者・自転車専用」の信号機がある時は、その信号に従わなければなりません。

【罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金】

交差点での右折の仕方

交差点では、交差点の左端に沿って十分速度を落とし向こう側の角まで直進します。自転車の向きを変え、前後左右の安全を確認、(信号機がある場合は信号に従い)交差点の左端に沿ってゆっくり進まなければなりません。



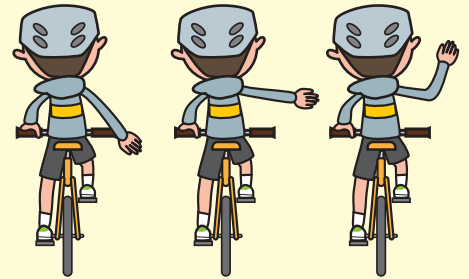


守ろう! 交通ルール!!



交差点での左折の仕方

左折をする時は、後方の安全を確かめ、早めに左折の合図を行い、出来るだけ道路の左端に沿って十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。

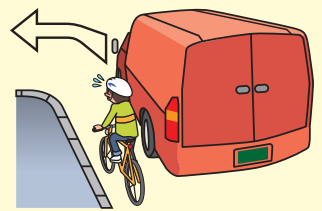


停止の合図 右折の合図 左折の合図

巻き込み事故

左折する車(特に大型車)の死角に自転車が入ると、車(特に大型車)の内輪差によって巻き込まれる可能性があります。

交差点の近くで左折車と並んだ時は、左折車を先に行かせてから進みましょう。



一時停止の標識

一時停止の標識や標示がある場合では、停止線の直前で一時停止をして安全を確かめなければなりません。

【罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金】



一時停止



踏切の渡り方

踏切では必ず手前で安全を確認し停止の合図をして、自転車から降りて左右の安全を確かめ、自転車を押して渡りましょう。

【罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金】

横に並んでの通行

自転車は原則、他の自転車と横に並んで通行することは出来ません。

「並進可」の標識がある場合は、横に並んで走ることが出来ます。

【罰則：2万円以下の罰金または料料】



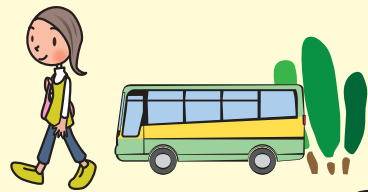
並進可

無灯火

夜はもちろん、昼でも暗い場所(トンネル等)を通行するときは、ライトを点けなければなりません。

【罰則：5万円以下の罰金】





二人乗り

バランスを崩しやすくなったり、ブレーキをかけてから止まるまでの距離が延びるなど、事故につながりやすくなりますので、二人乗りはしてはいけません。

【罰則：2万円以下の罰金または料料】



運転しながらの携帯電話

携帯電話を使用する時は自転車から降りて、他の歩行者の邪魔にならない場所で使用しなければなりません。

【罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金】



傘差し運転

傘差し運転は、片手運転となり危険な上、歩行者等にも危害を及ぼします。降雨時に自転車に乗る時は、雨合羽を着用しましょう。

【罰則：5万円以下の罰金】



ヘッドホン等を使用しての運転

ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音または声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。

【罰則：5万円以下の罰金】



歩行者を威圧する警音器（ベル等）の使用

警音器（ベル等）は、見通しのきかない交差点等を通行する時や、危険を防止するためやむを得ない時のみ使用し、歩道等でみだりに警音器（ベル等）を鳴らしてはいけません。

【罰則：2万円以下の罰金または料料】



駐輪禁止場所での駐輪

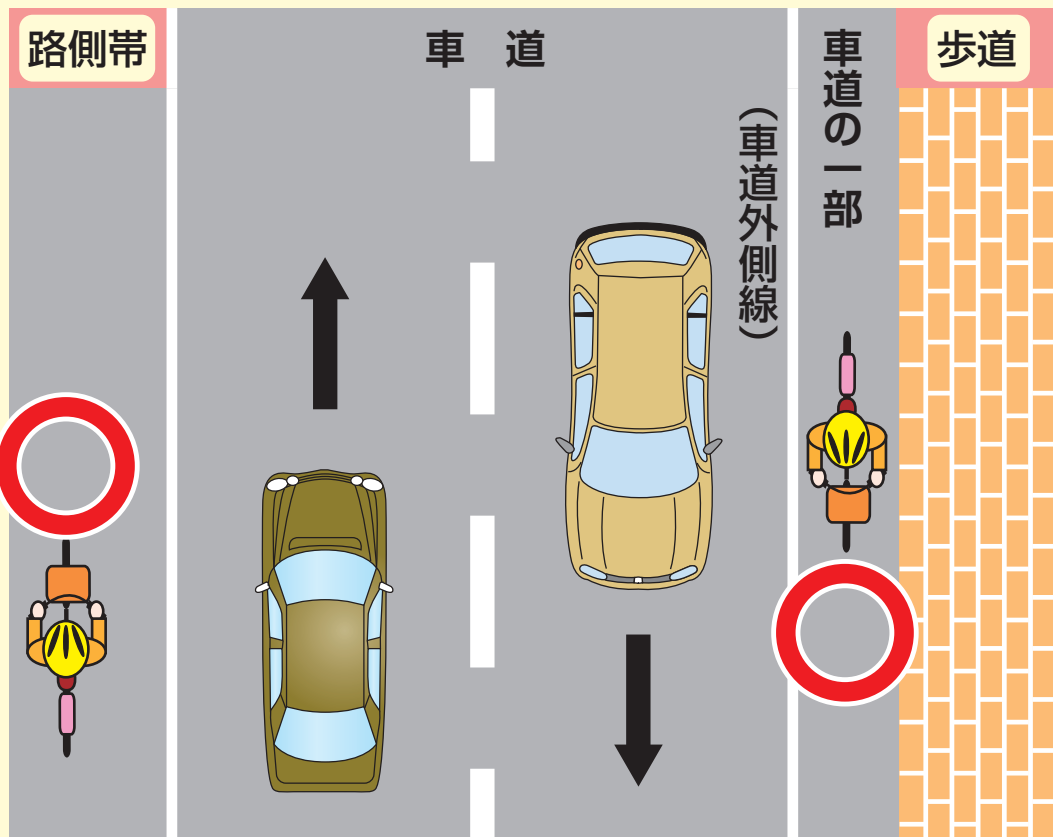
歩道上等に自転車を放置すると、歩行者の通行の妨げになるばかりでなく、特に車いすでの移動が必要な方や目の不自由な方の安全な通行の妨げになり大変危険ですのでやめましょう。

【罰則：各市町村の条例によります】



自転車(軽車両)は車両の仲間 車道の左側を通行(車と同じ方向)

※一方通行の道路でも左側通行



※歩道がある側の車道外側線の路端は、車道の一部で路側帯ではありません。

路側帯とは

歩道のない道路等で、歩行者が通行するために設置された、道路標示(白線)によって区分された部分の事で、原則自転車も通行できます。

左側通行

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。

◎右側通行(車道逆走)

通行区分違反：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

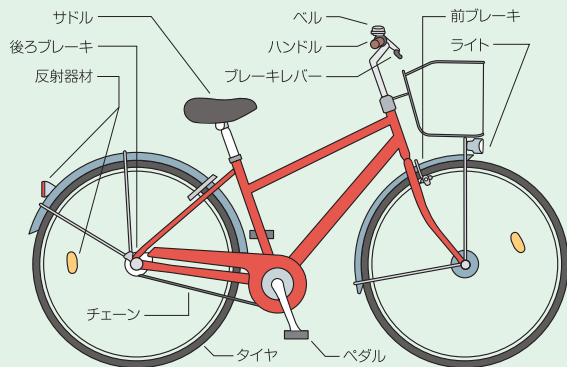
◎一方通行逆走

通行禁止違反：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金

自転車の点検・ヘルメットの着用

自転車を安全に乗るためには、常に点検と手入れをし、自転車の機能が完全に働くように点検しておきましょう。

- サドルがぐらついていないか。
- サドルにまたがった時、両足のつま先が地面に着くか。



- ハンドルが曲がっていないか。
- ペダルが曲がっていて、足が滑る恐れはないか。
- チェーンがゆるみ過ぎていないか。
- ブレーキが前も後ろも効くか。
- 警音器(ベル等)が鳴るか。
- ライトが明るく点くか、また、レンズは汚れていないか。
- 反射器が汚れていないか。
- 反射材(リフレクター等)が付いているか。
- タイヤにしっかり空気が入っているか、またすり減っていないか。

もしものために -TSマーク-

自転車も年1回、自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で、自転車の点検・整備(有料)を受け、損害補償と賠償責任補償の保険がついている「TSマーク(1年間有効)」を貼ってもらいましょう。

第一種 TSマーク (青マーク)	区分	傷 害 補 償		賠償責任補償	被害者見舞金
		入院15日以上	死亡、重度障害	死亡、重度障害	入院15日以上
第二種 TSマーク (赤マーク)	第一種 TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円	一律 10万円
	第二種 TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 1億円	
第三種 TSマーク (緑マーク)	第三種 TSマーク	一律 5万円	一律 50万円	限度額 1億円	

※TSマーク付帯保険の有効期間は点検日から1年間です。年に1回、定期的に点検を受けて、保険の更新をしましょう。

●大切な命を守るヘルメット

自転車利用中の交通事故で、亡くなられた方の多くは頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて3倍以上高くなるというデータもあります。自転車に乗る時は、ヘルメットを着用して頭部を保護しましょう。

中学生が損害賠償の 民事責任を問われた事例!!



1 無灯火の自転車歩行者に衝突

中学生が夜間無灯火で自転車を走行中、対向して歩いていた歩行者と衝突。歩行者は、重大な障害（後遺障害2級）を負った。無灯火で通行していた自転車側に過失があるとして、約3,120万円の賠償支払いを命じられた。

2 歩道上での死亡事故

歩道上を無灯火で走っていた中学生の自転車と、歩行者が正面衝突。歩行者が転倒し頭を強打して死亡した。前方の注視を怠った過失があるとして、約3,970万円の賠償支払を命じられた。

保護者の皆様へ

道路交通法上では、自転車も車やバイクと同じ「車両」の仲間です。自転車を運転していて交通事故を起こし、歩行者に危害を加える等すれば、重過失の罪等で刑事責任や民事責任といった社会的責任が問われることがあります。

交通事故の場合の3つの義務

- 1 負傷者を救護する義務
- 2 道路における危険の防止措置をする義務
- 3 直ちに最寄りの警察署等警察官に報告する義務

※自転車事故を甘く考えてはいけません。逃げたらひき逃げ重大犯罪です。

ひき逃げ(救護義務違反)：軽車両の運転者

1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

北海道自転車条例（平成30年4月1日施行）

※自転車を利用する際は

- ヘルメットの着用に努めましょう。
- 自転車の後部だけでなく、側面にも反射材を装備しましょう。
- 万が一の事故に備えた自転車損害賠償保険等に加入しましょう。